

令和6年度 川崎市立宮内小学校 いじめ防止基本方針

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育 21 推進事業

学校教育目標

～ 心豊かにたくましく生きていく人間の育成 ～

- 1 おおらかに 一人ひとりが思いや願いを表現し、学び合う
- 2 たくましく 自ら課題をもち、すすんで取り組む
- 3 なごやかに 互いに認め合い、協力する

学校経営方針

- ① 一人ひとりに居場所がある安全・安心な学校づくり
- ② 大人も子どもも豊かに学び合う学校づくり
- ③ 地域に開かれ、地域と手を結ぶ信頼される学校づくり

めざす子ども像

- 1 よさを出し合う子、学び合う子
- 2 よく聞き、よく考える子、進んで行動する子
- 3 認め合う子、力を合わせる子

中期学校経営目標（5年目標）

① 一人ひとりに居場所がある安全・安心な学校づくり	② 大人も子どもも豊かに学び合う学校づくり	③ 地域に開かれ、地域と手を結ぶ信頼される学校づくり
○命、心の教育を進め、生命尊重の精神や人権感覚を育む ○体験活動等の推進により、社会性や自尊感情を育てる	○基礎的・基本的な学力の定着を図る ○校内研究を推進し、指導力の向上を図る	○地域の教育力を生かした体験活動を推進する ○「地域と共に歩む学校」としての活動の充実

今年度の重点目標

○自分を大切に作る心・他者を思いやる心を育てるために児童理解に基づいた指導の充実を図り、人権意識を育む ○よい友達関係作りを進め、いじめや暴力を許さない学校風土作りを進める ○自己肯定感や自己有用感を高める取組の推進 ○一人一人に応じた指導・支援の充実 ○安全で気持ちのよい学習環境作り	○意欲と学び合いを大切にし、互いを高め合う学習活動を推進する ○「わかった、できた、もっと学びたい」授業を目指し、学びやすい学習環境作りを進め、楽しくて分かる授業作りに取り組む ○心と体を育てる学習活動を推進する ○教職員の学びを深める	○家庭、地域との連携を深め、宮内の地域性を生かした体験学習を実施することで地域を知り、地域に親しむ心を育てる ○地域、保護者と連携した教育活動や防災、防犯安全対策を進める ○保護者アンケートを元にした学校評価を行い指導にいかす ○地域の他の教育機関との連携
---	---	---

重点に係る具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・支援教育コーディネーターを中心とする全教職員による個に応じた指導の充実とチームとしての支援体制づくり ・心のふれあいを深める指導の推進（あいさつや言葉を大切に指導・かわさき共生＊共育プログラム・SOSの出し方受け止め方教育） ・家庭との連携・教育相談日や学校巡回カウンセラーの周知による相談しやすい環境作りと教育相談の活用推進 ・学年経営を中心とした児童の活躍の場づくり、絆づくり ・たてわり班活動、あいさつ運動等、児童の主體的な活動による人権意識の育成 ・いじめ早期発見等のための児童アンケート、研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研を中心に経験や体験を充実させ探究的・協働的な学びの実現を目指す。 ・コミュニケーション能力の育成や、ICTの活用、学び合いを軸にした授業作り ・皆が安心して学習するためのユニバーサルデザイン環境づくり ・読書タイム、宮内タイム（異学年交流）の設定による豊かな心・体作り ・児童一人一人が活躍できる場の設定 ・安全・防災教育の充実 ・学習指導、生活指導両面にわたる教職員の協力体制の確立 ・校内研究や教職員の専門性を高めるための研修を通し、全教職員による児童理解と授業力の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コーディネーターとの連携による地域の教育力（もの・人・こと）や保護者を含む教育ボランティアを生かした体験学習の実施 ・「キャリア在り方・生き方教育」「川崎市制100周年」への取組を通して地域を大切に作る心を育む ・学校公開日、授業参観日の設定、HP等による情報発信 ・登下校の安全見守り、下校時パトロール等による、保護者・地域と連携した安全防犯対策 ・保護者アンケート、学校関係者評価活用による児童の学習環境や生活環境の向上 ・幼保・中・3校連などとの連携
--	--	--

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめ防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われています。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案にかかわりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童への支援

- もともと信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からのいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任、
支援教育コーディネーター、養護教諭、
学校巡回カウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等要請による派遣

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証……校長・学校評価担当
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成……支援教育コーディネーター
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営……研修担当・支援教育コーディネーター
- ・いじめ問題に関する資料の管理……教頭・支援教育コーディネーター
- ・道徳教育との連携……道徳教育推進担当
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し……支援教育コーディネーター

【教育相談】

- ・教育相談のねらい、児童支援年間計画の作成……支援教育コーディネーター
各学年、学級、
その子に応じた教職員
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営……支援教育コーディネーター
- ・学校巡回カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携……支援教育コーディネーター

【児童・保護者・地域との連携】

- ・代表委員会・運営委員会との連携……代表委員会担当
- ・PTA との連携……PTA 担当
- ・学校教育推進会議との連携……学校教育推進会議担当
- ・地域教育会議との連携……地域教育会議担当

【関係機関との連携】

- ・警察との連携……教頭・学警連担当
- ・児童相談所との連携……支援教育コーディネーター

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針、重点目標の確認 ・校内いじめ防止対策会議の構成員の確認と役割分担 ・いじめ防止等対策年間計画確認 ・「みやうちのやくそく」・「覚え書き」提案 ・年間生活目標提案
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修 ・かわさき共生*共育プログラムの取組について提案
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・効果測定1回目と分析（かわさき共生*共育プログラムへのいかし方） ・第1回学校生活アンケートの実施に向けた内容検討・実施 <p>【児童指導点検強化月間】の取組 （第1回学校生活アンケート実施・集計及び聞き取り、傾向と対策についての話し合い）</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・夏休みの過ごし方について（夏休み期間中の対応についても確認） ・児童支援に関する研修
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・効果測定、共生*共育に関する研修
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・川崎市子どもの権利に関する週間の取組 ・第2回学校生活アンケートの実施に向けた内容検討 ・携帯・スマートフォン教室実施
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・効果測定2回目と分析 ・第2回学校生活アンケート実施・集計及び聞き取り、傾向と対策についての話し合い ・冬休みの過ごし方について（冬休み期間中の対応についても確認）
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・いじめ防止教室
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価へ反映 ・「みやうちのやくそく」・「覚え書き」の見直し
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・春休みの過ごし方について（春休み期間中の対応についても確認） ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の取組

[自主的な企画・運営]

- ・自主的なあいさつ運動（運営委員会提案のクラスごとによる朝のあいさつ運動）
- ・集会委員会によるレクリエーション集会
- ・体育委員会によるスポーツ集会
- ・音楽委員会による音楽朝会

[交流活動の活性化]

- ・たてわり班活動（なかよし班での遊び）
- ・異学年交流活動（生活科、総合的学習の時間、クラブ、バトンタッチの会、学習発表会）
- ・幼保小連携活動（近隣園の園児と1年生との交流）
- ・小中連携活動（体験入学、地域教育会議）
- ・自治会・子ども会など地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・いじめ防止のポスターや標語の掲示、啓蒙（代表委員会）

保護者の取組（PTA 活動）

- ・あいさつ運動
- ・登下校の見守り
- ・ふれあい広場
- ・下校時パトロール
- ・地域の子どもの安全を考える会

地域住民の取組

- ・地域の安全見守り隊の方々の活動
- ・地域コーディネーターの方々の取組
- ・地域教育会議での話し合い

宮内小学校はいじめを絶対ゆるしません。

教職員一同 いじめ問題に向き合います